

事務連絡
令和2年3月25日

各〔都道府県〕
〔保健所設置市〕
〔特別区〕

衛生主管部局 御中

厚生労働省健康局結核感染症課
厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課
厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課

新型コロナウイルス感染症に係る感染防止対策について

新型コロナウイルス感染症に関しては、「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（2020年3月19日新型コロナウイルス感染症対策専門家会議）において、市民や事業者の皆様にも、最も感染拡大のリスクを高める環境（①換気の悪い密閉空間、②人が密集している、③近距離での会話や発声が行われる、という3つの条件が同時に重なった場）での行動を十分抑制していただくことが重要とされています。

また、若者世代は、新型コロナウイルスへの感染による重症化リスクは高くない一方、無症状又は症状が軽い方が、本人は気づかずに感染を広げてしまう事例が多く見られるとされています。

いわゆる「ライブハウス」については、上記3つの条件が同時に重なる可能性があり、また、若者世代の利用が想定されるところであり、先般、大阪のライブハウスにおいて患者百名を超えるクラスター（患者集団）の発生が報告されています。

つきましては、興行場法（昭和23年法律第137号）又は食品衛生法（昭和22年法律第233号）による許可を受けて営業している、いわゆる「ライブハウス」の情報を感染症、生活衛生及び食品衛生担当部局間で共有し、別添1の「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」の抜粋及び「感染対策のあり方の例」を当該事業者へ周知徹底するとともに、感染防止の取組が適切に講じられるよう、御指導方よろしく申し上げます。

なお、警察庁からも別添2のとおり発出されていますので御承知置きください。